

長野地方法務局

供託課からのお知らせ

会社・法人等の代表者の 印鑑の「簡易確認」の申出には **印鑑カードが必要**です

会社・法人等による供託金の払渡請求等で、代表者の印鑑の「簡易確認」を申し出される際は、**印鑑カードを持参**いただきますようお願いいたします。

会社・法人等代表者の「資格の確認」のみを申し出される場合、印鑑カードは不要です。

詳しくは、下記または供託事務を取扱っている窓口へお尋ね下さい。

長野地方法務局 供託課

026 - 235 - 6631